

土砂災害防止対策基本指針の変更

水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課
令和8年3月

1. 根拠規定

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(土砂災害防止対策基本指針)

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第七条第一項の土砂災害警戒区域及び第九条第一項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

2. 手続きの流れ

< 協議 >

総務大臣及び農林水産大臣

< 意見聴取 >

社会資本整備審議会(河川分科会)

< 公表 >

官報告示

1. 変更の背景

(1) 防災気象情報の情報体系の見直し

- 防災気象情報の増加・運用の複雑化を受け、国交省・気象庁が「防災気象情報に関する検討会」の提言（令和6年6月）を踏まえ情報体系を見直し、令和8年5月下旬から運用開始予定。
- 新体系では、防災気象情報を避難行動に対応した5段階の警戒レベルに整合。

(2) 「土砂災害防止対策推進検討会」からの提言

- 「土砂災害防止対策推進検討会」において、土砂災害防止基本指針に基づき実施してきた取組を分析・評価するとともに、さらなる取組の強化に向けて必要となる施策等を議論。
- 令和7年4月に公表された提言において、警戒区域内の避難行動の課題と対策を提示。

2. 変更案の概要

(1) 土砂災害警戒情報は、気象業務法に基づく土砂災害に関する警報と一体として、レベル4土砂災害危険警報の名称を用いて通知等する

(2) 土砂災害警戒区域内の避難行動における、指定緊急避難場所以外の比較的安全な避難場所の確保等について記載

(3) 上記以外の所要の変更を実施。

土砂災害防止法(抜粋)

第三条

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項

二 第4条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項

三 第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項

五 第27条第1項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

六 第28条第1項及び第29条第1項の緊急調査の実施並びに第31条第1項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

土砂災害防止対策基本指針の目次(抜粋)

※赤字は今回変更箇所

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
1 土砂災害防止対策基本指針の位置付け 2 行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」とが相乗的に働く社会システムの構築
3 その他の基本的な事項

二 法第4条第1項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
1 基礎調査の実施 2 土砂災害が発生するおそれがある土地に関する調査
3 警戒避難体制等に関する調査 4 法第4条第2項の基礎調査の結果の公表について指針となるべき事項
5 基礎調査の結果の公表後に行うべき事項 6 2巡日以降の基礎調査の実施

三 法第7条第1項の土砂災害警戒区域及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

四 法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
1 法第8条第1項及び第2項の市町村地域防災計画に関する事項
2 法第8条第3項のハザードマップの作成及び周知
3 法第8条の2の要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等
4 建築物の移転等の勧告
5 資金の確保等

五 法第27条第1項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
1 危険降雨量の設定等 2 土砂災害警戒情報の発表等
3 土砂災害警戒情報の通知及び周知 4 土砂災害警戒情報に基づく的確な避難勧告等の発令
5 避難勧告等の発令・解除の際の助言 6 避難勧告等の発令時に住民等がとるべき行動の周知

六 法第28条第1項及び第29条第1項の緊急調査の実施について指針となるべき事項
1 緊急調査を行うべき状況の確認 2 緊急調査の実施 3 緊急調査の終了

七 法第31条第1項の土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
1 土砂災害緊急情報の作成 2 土砂災害緊急情報の通知及び周知 3 その他緊急調査により得られた情報の随時提供

- 「土砂災害警戒情報」は、「土砂災害に関する危険警報」と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」という名称を用いて発表・解除する旨を記載。
→ 新旧対照表p2の18～25行目、p6の9～11行目
- 防災気象情報の見直しにより、土砂災害の防災気象情報の体系が整理されたため、各情報の概要について新たに記載。
→ 新旧対照表p6の12～18行目
- 土砂災害警戒情報の発表単位を、市町村単位から細分化する際に考慮すべき事項を記載。
→ 新旧対照表p6の19～24行目
- 土砂災害警戒情報は、他の防災気象情報と同様に、都道府県から市町村へシステムを通じて伝達・通知されている実態に合わせ、記載を適正化。
→ 新旧対照表p6の26行目、p7の1～3行目
- 周知に係る伝達手段が多様化している現状を踏まえ、具体の伝達手段に関する記載を削除。
→ 新旧対照表p7の4～7行目
- 土砂災害防止対策推進検討会の提言（令和7年4月）を踏まえ、立退き避難や緊急安全確保に関する記載を充実
→ 新旧対照表p4の14～26行目、p5の1～9行目、p9の2～24行目

防災気象情報の見直しに伴い、土砂災害の警戒レベル4相当情報の名称が「**レベル4土砂災害危険警報**」となることを反映

<現在の防災気象情報>

| 警戒レベル 相当情報 | 防災気象情報 | | | | |
|---------------|--------|-----------------|-------|------------------|-----------------------------|
| | 指定河川 | 洪水害 | 大雨浸水害 | 土砂災害 | 高潮 |
| 5相当 | 氾濫発生情報 | 大雨特別警報 (浸水害) | | 大雨特別警報 (土砂災害) | 高潮氾濫 発生情報 |
| 4相当 | 氾濫危険情報 | | | 土砂災害警戒情報 | 高潮特別警報 高潮警報 |
| 3相当 | 氾濫警戒情報 | 洪水警報 | | 大雨警報 (土砂災害) | 警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報 |
| 2 | 氾濫注意情報 | 洪水注意報 | 大雨注意報 | | 高潮注意報 |



<新たな防災気象情報(令和8年5月下旬(予定)から運用を開始)>

| 警戒レベル 相当情報 | 防災気象情報 | | | |
|---------------|----------------|----------------|--------------------------|----------------|
| | 河川氾濫 | 大雨 | 土砂災害 | 高潮 |
| 5相当 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 |
| 4相当 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 |
| 3相当 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 大雨警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 |
| 2 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 |

名称を変更

警戒レベル相当情報の見直し（土砂災害）

【情報名称等】これまでレベル4相当情報は、警報等とは別系統で、情報名称も「土砂災害警戒情報」となっていますが、
 今後は、「レベル4土砂災害危険警報」として発表されます※。

※「レベル4土砂災害危険警報」に呼称は変わりますが、土砂災害防止法第27条に基づく避難に資する情報という、土砂災害警戒情報としての性質を有することは変わりません。

<現状>

| 発表指標 | | 60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測） | 土壌雨量指数（解析・予測） |
|------|---|-------------------------------|---------------|
| 情報名称 | 5 | | 大雨特別警報（土砂災害） |
| | 4 | 土砂災害警戒情報 | |
| | 3 | | 大雨警報（土砂災害） |
| | 2 | | 大雨注意報 |
| | 1 | | 早期注意情報 |

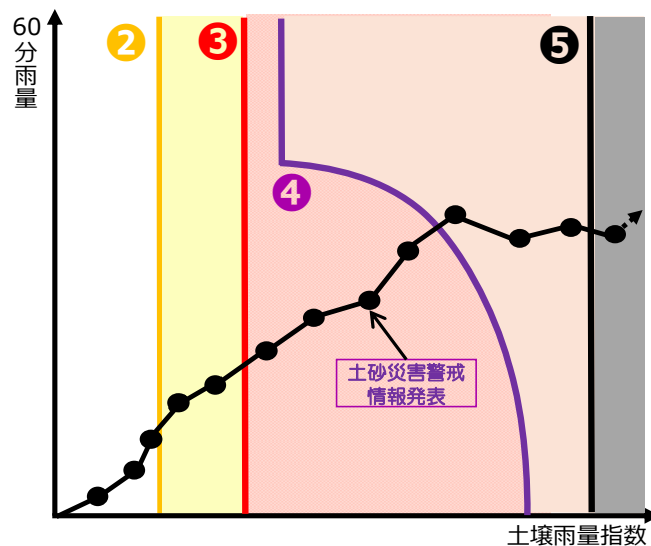
<改善後>

| 発表指標 | | 60分雨量（解析・予測） 土壌雨量指数（解析・予測） |
|------|---|-------------------------------|
| 情報名称 | 5 | レベル5土砂災害特別警報 |
| | 4 | レベル4土砂災害危険警報 |
| | 3 | レベル3土砂災害警報 |
| | 2 | レベル2土砂災害注意報 |
| | 1 | 早期注意情報 |

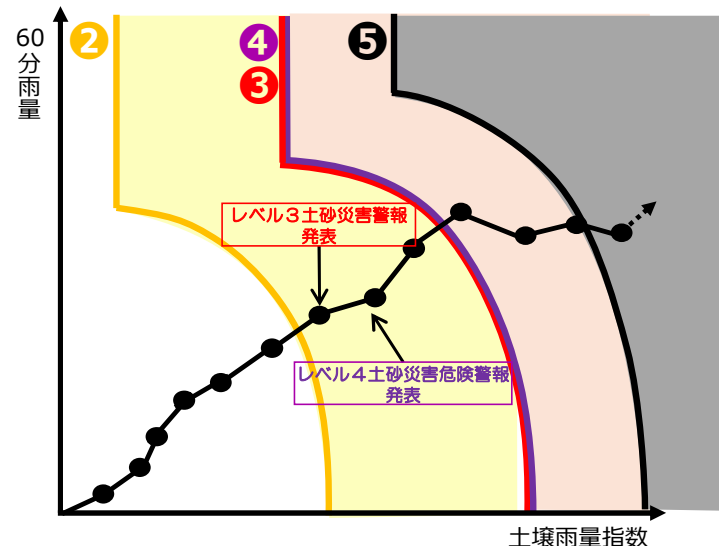


【発表指標】発表指標を、土砂災害警戒情報で用いている指標（土壌雨量指数と60分雨量の2要素）に統一します。

<現行基準>



<改善後>



※図中の黒丸は、60分雨量と土壌雨量指数を1時間毎にプロットしたものを。

土砂災害警戒区域内のRC造の堅牢な建物を避難場所として確保する場合の留意点を反映

➤ 可能な限り上層階に避難場所を確保すること

<過去の土石流事例>

①平成26年 広島県広島市安佐南区八木3丁目



②平成21年 山口県防府市大字真尾



過去の土石流事例では、RC造の建物の躯体が被災、または流出した事例は確認されていない。
建物の窓や扉、シャッター等からの土石流の流入により屋内が被災した事例は確認されている。